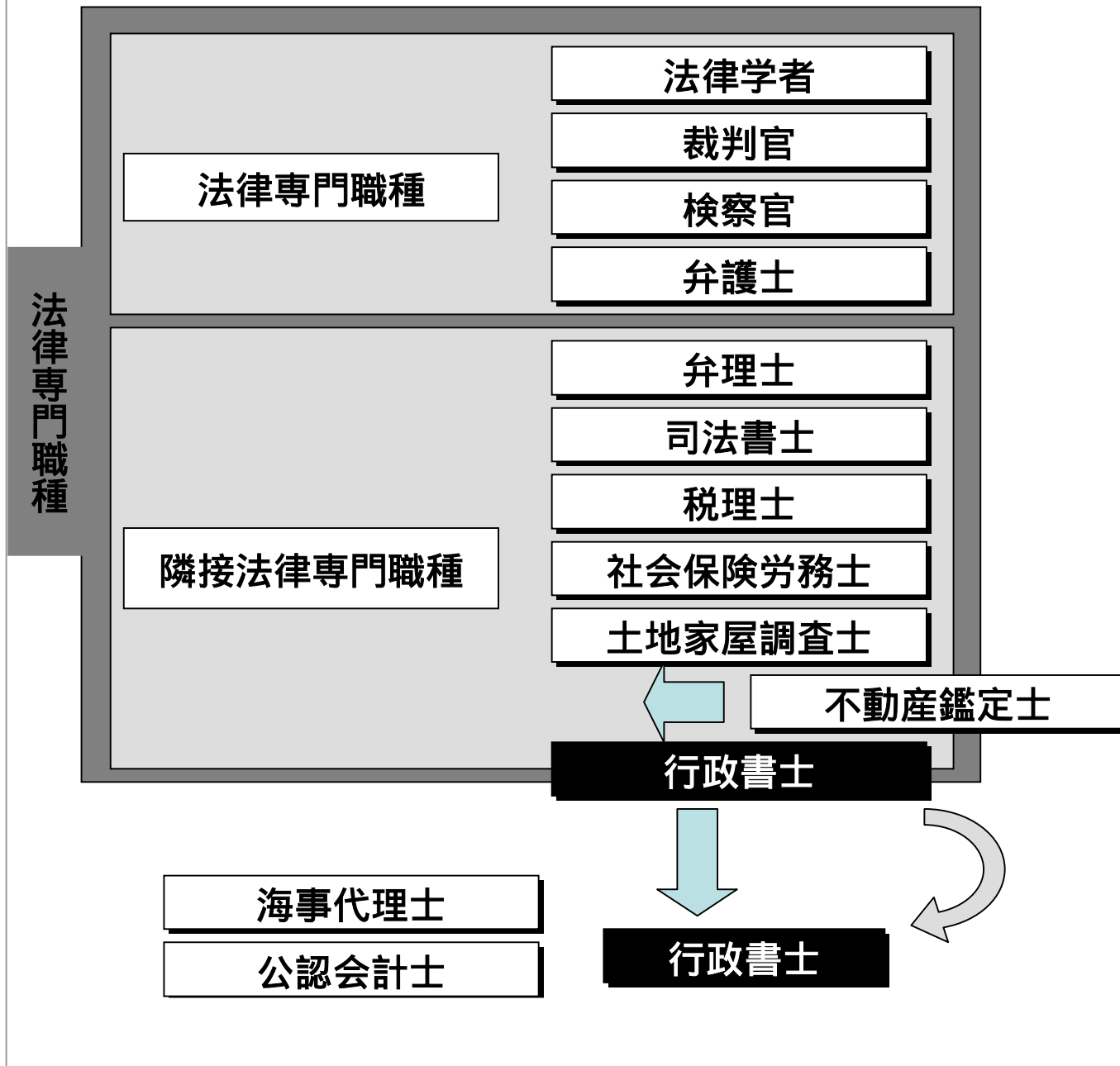


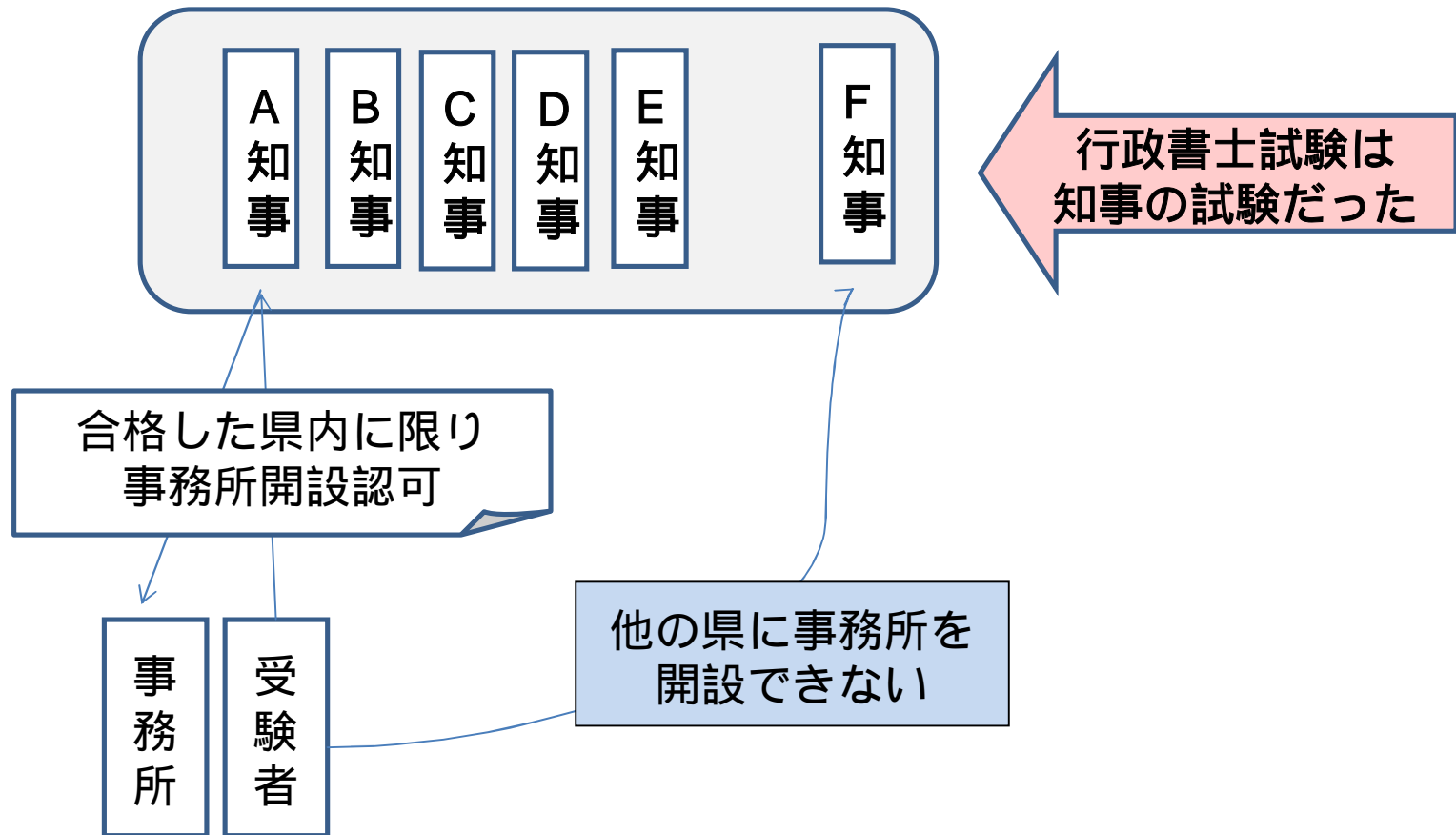
滋賀県行政書士会会報
9月号記事参考図

法律専門職種の分類



行政書士試験と自治事務
(昭和26年法施行当時)

知事試験



行政書士試験と自治事務
(昭和58年改正当時)

自治大臣

委任

知事試験

A
知事

B
知事

C
知事

D
知事

E
知事

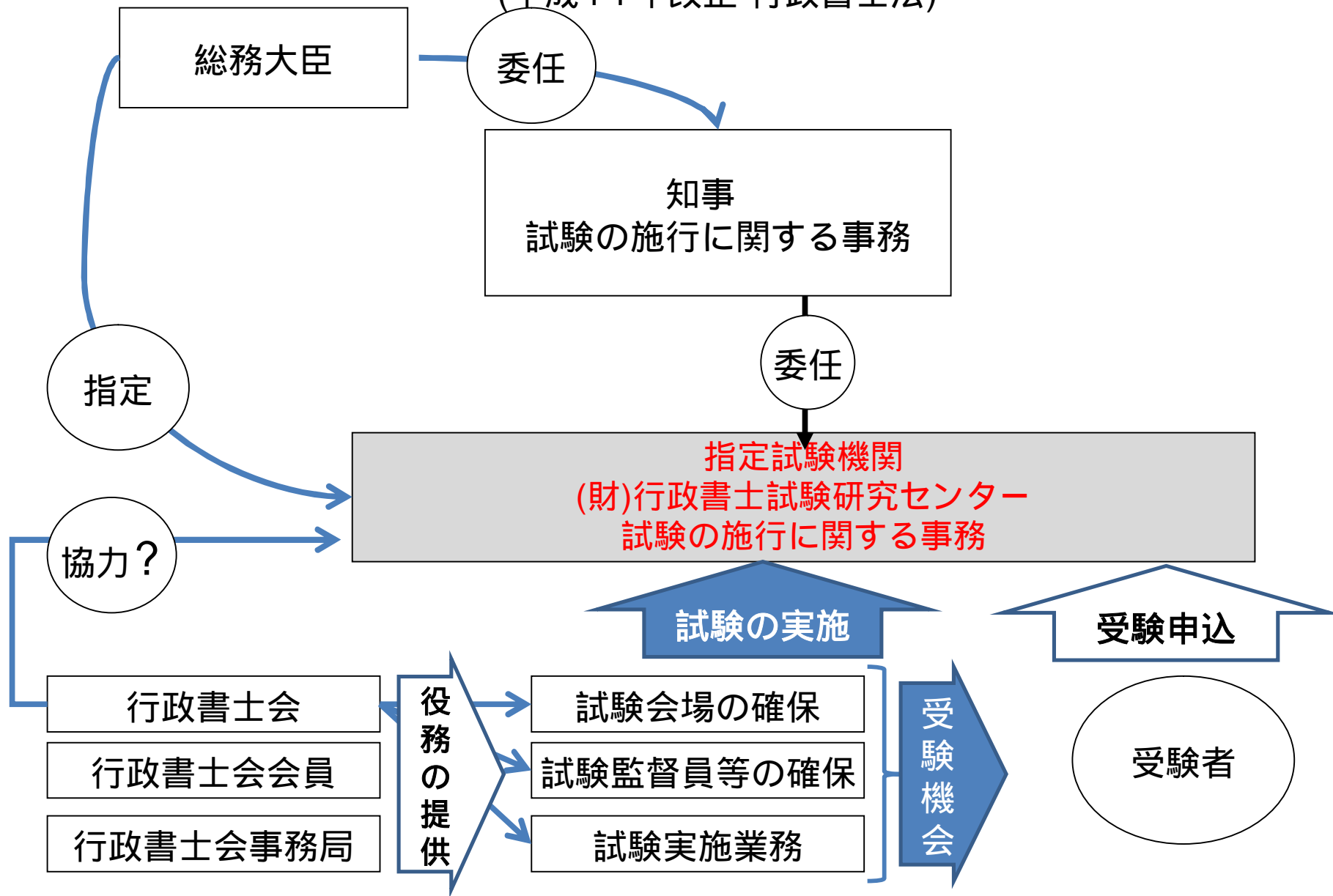
F
知事

受験者

行政書士試験は
大臣が施行し
知事に委任された

行政書士試験は
どこの県でも
受験可能となった

行政書士試験
(平成11年改正 行政書士法)



合格証の様式

平成 年度第 号

行政書士試験合格証

氏 名

生年月日 年 月 日

行政書士法(昭和26年法律第4号)による行政書士試験に合格したことを証明する。

年 月 日

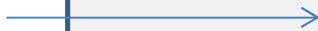
総務大臣

大臣印

都道府県知事

知事印

受験地の知事



(財)行政書士試験研究センターが主催する会議

センター会議の種類と招集される者

会長

試験場監督者説明会

試験場
責任者

試験結果反省会

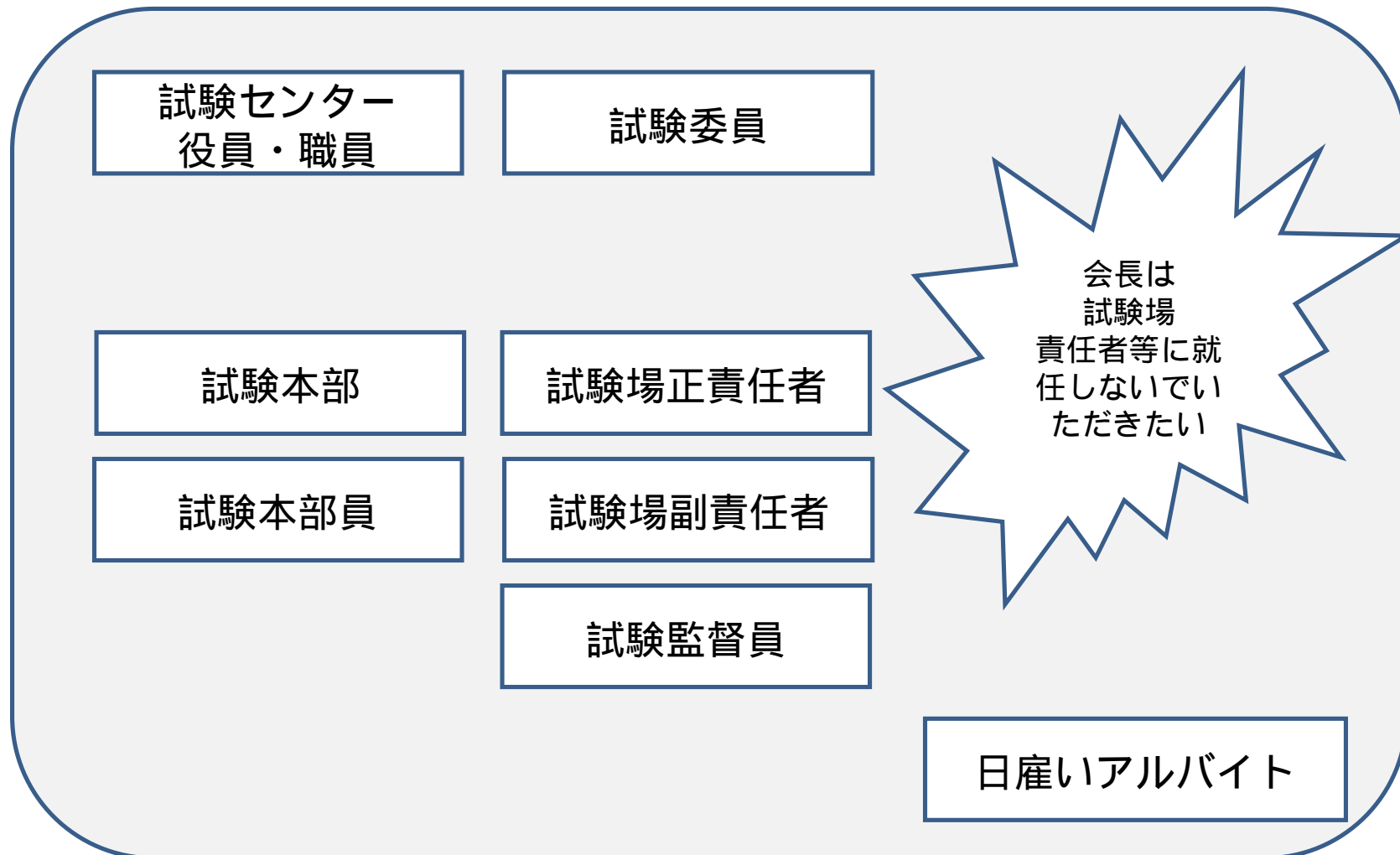
事務局

行政書士試験
実施に係る説明会

日行連
会長

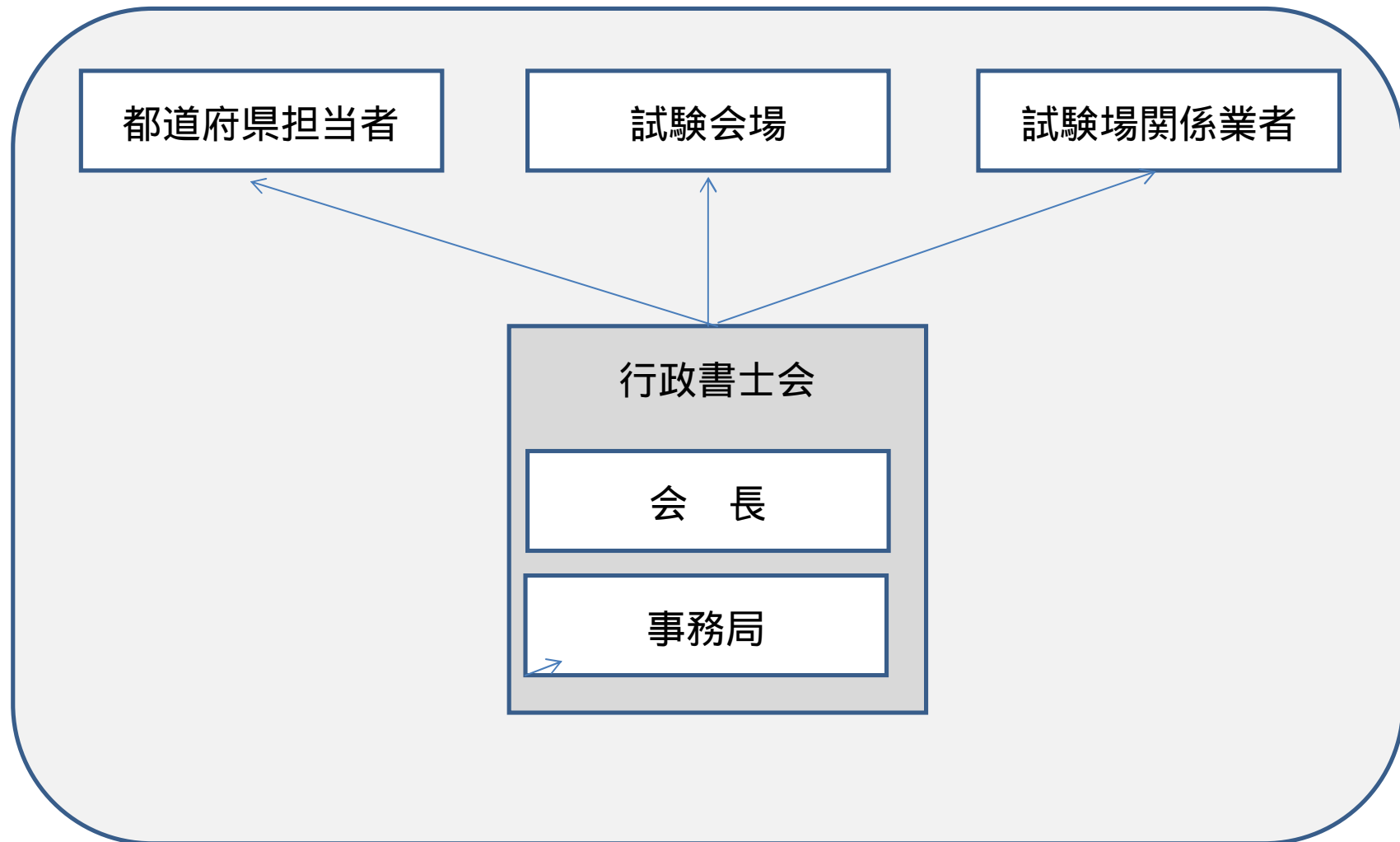
(財)行政書士試験研究センター

行政書士法第4条の7のみなし公務員規程の適用範囲

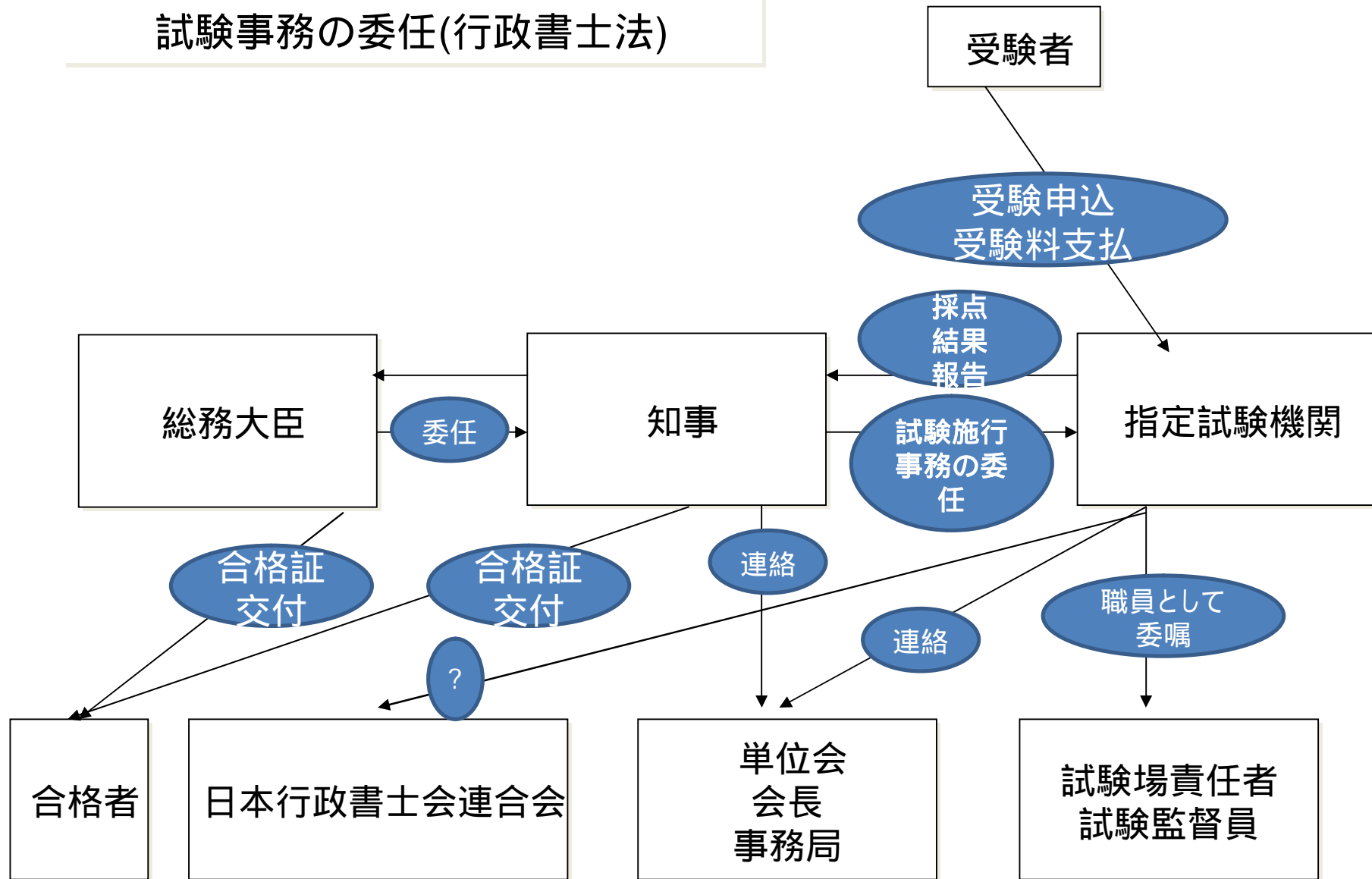


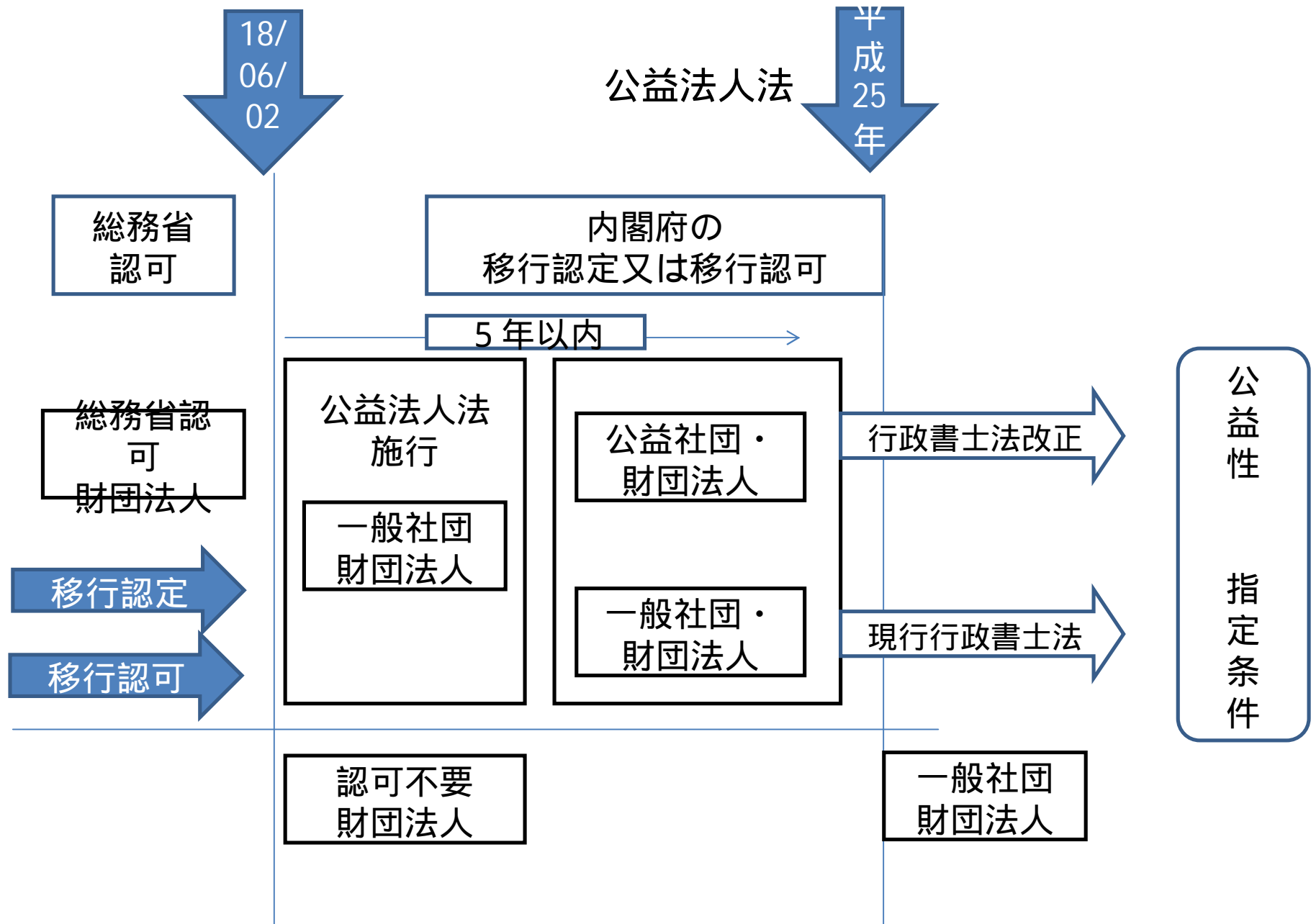
(財)行政書士試験研究センター

行政書士法第4条の7のみなし公務員規程の適用除外範囲



試験事務の委任(行政書士法)





公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年六月二日法律第四十九号)
 最終改正:平成二〇年五月二日法律第二八号

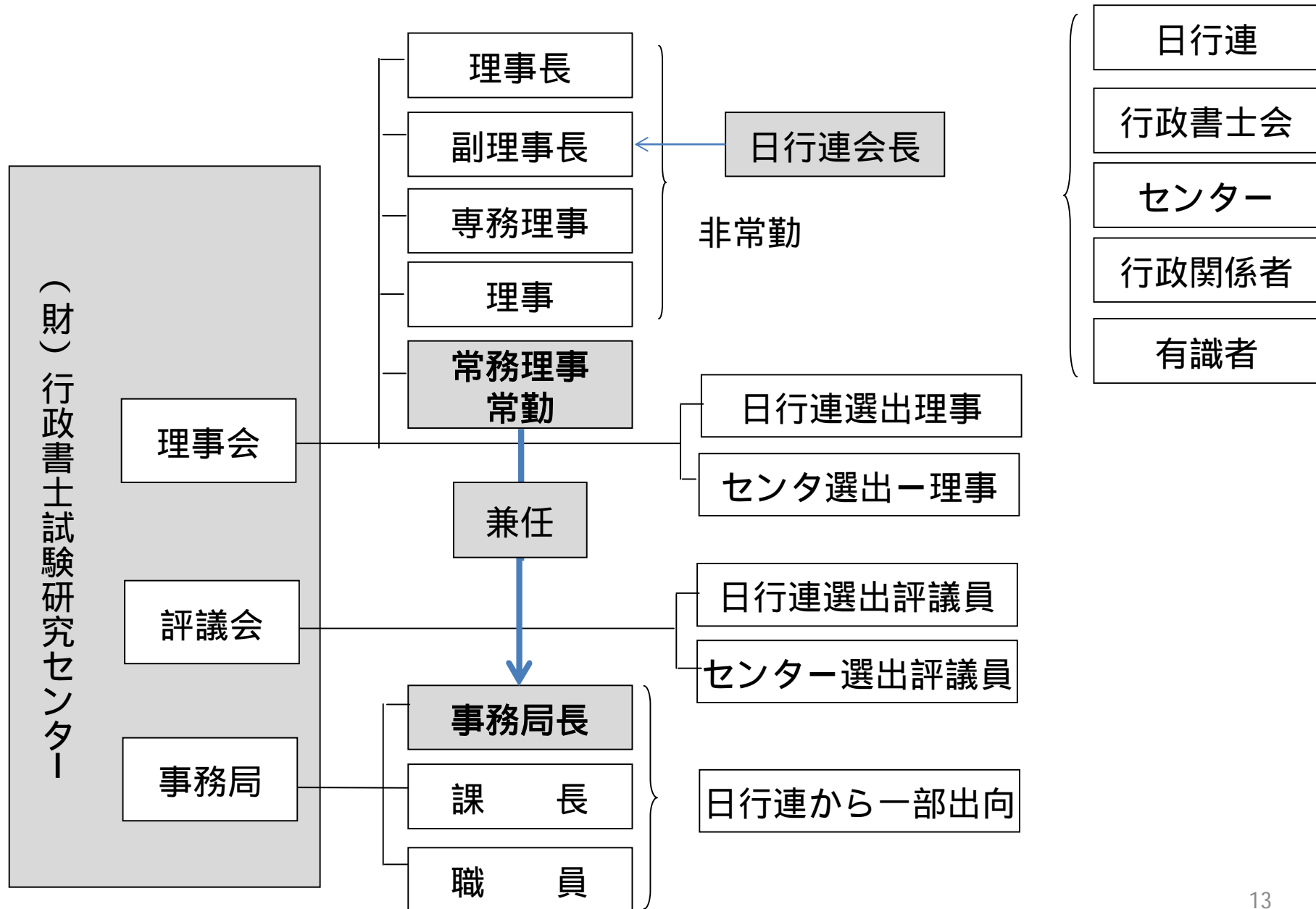
(財)行政書士試験研究センター役員名簿

<http://gyosei-shiken.or.jp/pdf/yakuin.pdf>より転載

(財)行政書士試験研究センター 役員等名簿

役職	氏名	常勤・非常勤	現職	最終官職
理事長	木寺 久	非常勤	財団法人行政書士試験研究センター 理事長	自治大学校長
副理事長	北山 孝次	非常勤	行政書士	
常務理事	相川 久光	非常勤	財団法人行政書士試験研究センター 事務局長	
理事	姫田 格	非常勤	行政書士	
理事	田宮 章	非常勤	行政書士	
理事	蓼沼 朗寿	非常勤	財団法人過疎地域問題調査会 専務理事	自治省大臣官房付
理事	中込 秀樹	非常勤	弁護士	
理事	高橋 信行	非常勤	株式会社建設資源広域利用センター 代表取締役社長	
理事	鹿嶽 宰	非常勤	財団法人西成労働福祉センター 理事長	
監事	野口 邦雄	非常勤	税理士	
監事	片岡 正光	非常勤	税理士	

行政書士試験センターの運営体制



(財)行政書士試験研究センター 寄付行為(現在)

財団法人行政書士試験研究センター寄附行為

第1章総則

(名称)

第1条本センターは、財団法人行政書士試験研究センターという。

(事務所)

第2条本センターは、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本センターは、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条本センターは、行政書士の業務及び行政書士資格にかかわる試験制度について調査研究を行い、その成果を普及するとともに、**行政書士試験の実施等を行い、もって行政書士の資質の向上を図り、行政書士制度の改善、発展に寄与することを目的とする。**

(事業)

第4条本センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 行政書士の業務及び行政書士資格にかかわる試験制度等についての調査研究
- (2) 行政書士の業務及び行政書士資格にかかわる試験制度等に関する資料その他の情報の収集、分析及び提供
- (3) 都道府県知事の委任を受けて行う行政書士試験の施行に関する事務
- (4) その他本センターの目的を達成するために必要な事業

戸籍法における行政書士とは

戸籍法第10条の2

3 第1項の規定にかかわらず、
弁護士（弁護士法人を含む。次項において同じ。）、
司法書士（司法書士法人を含む。次項において同じ。）、
土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項において同じ。）、
税理士（税理士法人を含む。次項において同じ。）、
社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。次項において同じ。）、
弁理士（特許業務法人を含む。次項において同じ。）、
海事代理士又は**行政書士（行政書士法人を含む。）**は、

受任している事件又は**事務**に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。

戸籍法における行政書士とは

戸籍法第10条の2

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、**受任している事件**について次に掲げる業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしなければならない。

1. 弁護士にあつては、(以下省略)
2. 司法書士にあつては、(以下省略)
3. 土地家屋調査士にあつては、(以下省略)
4. 税理士にあつては、(以下省略)
5. 社会保険労務士にあつては、(以下省略)
6. 弁理士にあつては、(以下省略)

行政書士と海事代理士の規定がない

指定研修と合格者の大臣認定

所定の研修終了者で能力の認定を受けた隣接法律専門職種の属性

認定土地家屋調査士

所定の研修の課程を終了し、法務大臣が必要な能力を有すると認定した者であること等の要件を満たした土地家屋調査士

付記弁理士

所定の研修を終了して特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、登録にその旨の付記を受けた弁理士

特定社会保険労務士

所定の研修を終了して紛争解決手続業務試験に合格し登録にその旨の付記を受けた社会保険労務士

認定司法書士

法務大臣が指定する所定の研修の課程を修了し法務大臣が必要な能力を有すると認定した司法書士

隣接法律専門職の業務

隣接法律専門職種の業務について

2007.03.13 自民党司法制度調査会・ADR 活性化戦略プロジェクトチーム資料

職 種	及び 以外の主な業務	訴訟等についての代理関係業務	裁判外紛争解決手続（ADR）代理権関係業務
司法書士	登記又は供託に関する手続きについての代理 法務局に提出する書類の作成、裁判所等に提出する書類の作成等	140万円以下の紛争等についての訴訟 即決和解、民事調停、筆界特定の手続等の代理 【認定司法書士】	140万円以下の紛争等についての仲裁事件の手続 又は裁判外の和解についての代理 【認定司法書士】
弁理士	特許、実用新案、意匠、商標等に関する特許庁における 手続等についての代理、これらの手続に係る事項に 関する鑑定等	特許等の侵害訴訟（弁護士が代理人になっている ものに限る）における代理 【付記弁理士】 特許等に関する訴訟における補佐人	特許等に関する権利に関する事件の裁判外紛争解 決手段（経済産業大臣が指定する団体が行うもの に限る）についての代理
	労働社会保険処方例に基づいて行政機関等に提出す る申請書の作成等、労働社会保健諸法令に的尽く申請 等についての代理	なし	都道府県紛争調停委員会・都道府県労働委員会が行 う個別労働関係紛争のあっせん手続についての代 理
社会保険労務士			都道府県紛争調停委員会が行う性別を理由とする 差別等に関する紛争の調停手続についての代理 個別労働関係紛争について民間の裁判外紛争解決 手続（厚生労働大臣が指定する団体が行うものに限 る）についての代理 以上につき【特定社会保険労務士】
土地家屋調査士	不動産の表示に関する登記に関し、これらに必要な土 地又は建物に関する調査又は測量、申請手続等	筆界特定の手続についての代理	土地の境界が明らかでないことを原因とする民事 紛争についての民間の裁判外紛争解決手続（法務大臣 が指定する団体が行うものに限る）についての代理 【認定土地家屋調査士】
税理士	各種税金の申告・申請、税務書類の作成、税務相談等	税務訴訟における補佐人	なし
不動産鑑定士	不動産の鑑定評価	なし	なし
行政書士	官公署に提出する書類その他権利義務又は事実証明 に関する書類等の作成、行政書士が作成することが出 来る官公署に提出する書類等の提出手続きについて の代理等	なし	なし

特定司法書士

= 法務大臣が指定する所定の研修の課程を修了し、法務大臣が必要な能力を有すると認定した司法書士

付記弁理士

= 所定の研修を終了して特定侵害訴訟代理業務試験に合格し、登録にその旨の付記を受けた弁理士

特定社会保険労務士

= 所定の研修を終了して紛争解決手続業務試験に合格し、登録にその旨の付記を受けた社会保険労務士

認定土地家屋調査士

= 所定の研修の課程を終了し、法務大臣が必要な能力を有すると認定した者であること等の要件を満たした土地家屋調査士

指定試験機関（参照例）

- 指定試験機関

（社会保険労務士試験）

第9条 社会保険労務士試験は、社会保険労務士となるのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

1. 労働基準法及び労働安全衛生法2. 労働者災害補償保険法3. 雇用保険法3の2. 労働保険の保険料の徴収等に関する法律4. 健康保険法5. 厚生年金保険法6. 国民年金法7. 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

（試験の実施）

第10条 社会保険労務士試験は、毎年1回以上、厚生労働大臣が行なう。《改正》平10法49

《改正》平11法1602 厚生労働大臣は、社会保険労務士試験をつかさどらせるため、労働及び社会保険に関し学識経験を有する者のうちから社会保険労務士試験委員を任命するものとする。

ただし、次条第1項の規定により全国社会保険労務士会連合会に同項の試験事務を行わせることとした場合は、この限りでない。《改正》平10法49

《改正》平11法160

第10条の2 厚生労働大臣は、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）に社会保険労務士試験の実施に関する事務（合格の決定に関する事務を除く。以下「試験事務」という。）を行わせることができる。《追加》平10法49

《改正》平11法1602

厚生労働大臣は、前項の規定により連合会に試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示するものとし、この場合には、厚生労働大臣は、試験事務を行わないものとする。《追加》平10法49

《改正》平11法160（試験科目の一部の免除）

指定試験機関(改善試案)

- 指定試験機関

(行政書士試験)

第 条 行政書士試験は、行政書士となるのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

- 1 民法
- 2 商法
- 3 行政手続法
- 4 行政不服審査法
- 5 行政事件訴訟法
- 6 行政法
- 7 家事審判法
- 8 その他の に関する一般常識
- 9 別表に掲げる選択科目(著作権法等)

(試験の実施)

第 条 行政書士試験は、毎年1回以上、総務大臣が行なう。

総務大臣は、行政書士試験をつかさどらせるため、行政手続及び民事に関し学識経験を有する者のうちから行政書士試験委員を任命するものとする。

ただし、次条第1項の規定により日本行政書士会連合会に同項の試験事務を行わせることとした場合は、この限りでない。

第 条の2 総務大臣は、日本行政書士会連合会(以下「日行連」という。)に行政書士試験の実施に関する事務(合格の決定に関する事務を除く。以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

総務大臣は、前項の規定により日行連に試験事務を行わせるときは、その旨を官報で公示するものとし、この場合には、総務大臣は、試験事務を行わないものとする。

(試験科目の一部の免除)